

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例
(埼玉県条例第三十八号) (産業廃棄物指導課)

一 趣旨

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例第二十九条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定める条例の制定

二 内容

(一) 手数料の新設

特定再生資源屋外保管業の許可に対する審査	一件につき五万五千円
特定再生資源屋外保管業の許可の更新の申請に対する審査	一件につき四万九千円
特定再生資源屋外保管業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一件につき四万六千円

(二) 規定の整備

三 施行期日

令和七年一月一日